

定期自主検査指針・保安検査基準 解釈専門分科会の設置について

1. 設置の経緯と趣旨

本分科会は、当初は「定期自主検査指針・保安検査基準解釈専門委員会」として、以下の趣旨で発足した。

<発足時の趣旨>

定期自主検査指針・保安検査基準に関してKHK事務局に寄せられている質問(181件、H17.3末時点)について検討・回答し、解釈を発行するため、一般ガス部会、化学・石油部会及び冷凍空調部会の下に共同の専門委員会として「定期自主検査指針・保安検査基準解釈専門委員会(以下、解釈専門委員会という。)」を以下により設置することとする。

また、技術委員会組織及び規格策定手続きについては近々見直しが予定されているが、新体制に移行した場合も適切な委員会(高压ガス規格委員会(仮)を予定)の下に当該解釈委員会を移設し、引き続き活動することを前提とする。

このほど、新技術委員会が発足し、高压ガス規格委員会及び冷凍空調規格委員会が発足することに伴い、規格委員会規程に基づく名称に変更し、かつ、高压ガス規格委員会及び冷凍空調規格委員会の両者の共管として再発足するものである。なお、活動の内容については変更しない。

2. 委員構成・運営等

活動内容に変更がないことから、委員は全員留任とする

なお、発足当初は、次の考え方で選任した。

解釈専門委員会の委員は、当該規格の原案作成を行った保安検査方法見直し勉強会のメンバーを中心に構成するものとし、機動的な活動を行うため、別添の8名の委員が主に各分野(一般則、コンビ則、液石則、冷凍則)の共通事項の検討・決議を行う。その他、専門的な知識を必要とする案件(スタンド関係、計装・電気設備関係等)の検討・決議を行う際は、特任委員を追加することとする。

また、当分科会の運営は、各規格委員会制定の技術基準策定手順書によることとする。

以上